

茨 障 第 3 9 9 7 号
平成 26 年 11 月 26 日

指 定 自 立 訓 練 事 業 所
指 定 就 労 移 行 支 援 事 業 所 管 理 者 様
指 定 就 労 継 続 支 援 A 型 事 業 所

茨木市 健康福祉部
障害福祉課長 成田 康治

訓練等給付事業に係る暫定支給決定の取り扱いについて

平素は、本市障害者施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

標記の件につきまして、本市におきましては、共同生活援助及び就労継続支援B型を除く訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、2か月以内の範囲で暫定支給決定を行っております。

この度、暫定支給決定の取り扱いについて、下記のとおり定めましたので、通知いたします。

記

1 暫定支給決定の基本的な考え方

障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①継続利用について利用者の最終的な意向確認、②利用が適切であるか客観的な判断を行うための期間として、短期間の支給決定を行うもの。

2 暫定支給決定の対象サービス

- ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型

ただし、次の対象者は除きます。

- ①基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者
- ②就労移行支援（養成施設）の利用者
- ③同一の指定障害福祉サービス事業所において、過去に利用を希望するサービスを利用した事があり、あらためて当該事業所でのアセスメントを要しないと判断される利用者

3 暫定支給決定の方法

(1) 暫定支給決定期間

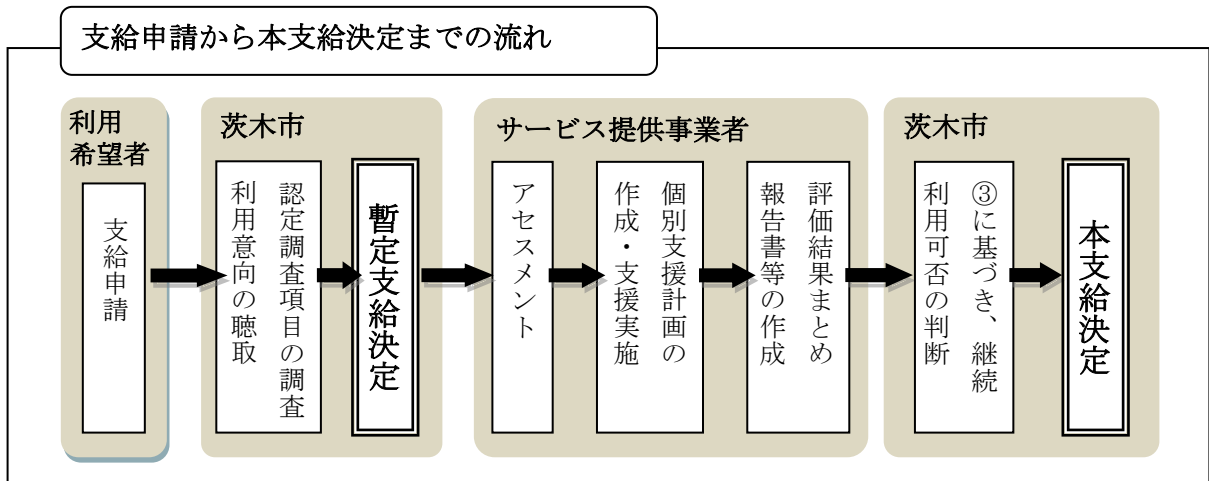
「2か月以内の範囲」で個別ケースに応じて設定する。

原則的には、支給決定日の属する月の翌月の末日（支給決定日が月の初日である場合は支給開始日の属する月もしくはその翌月の末日）を暫定支給決定期間の満了日とする。

(2) 暫定支給決定期間の確認方法

暫定支給決定期間は、障害福祉サービス受給者証の（四）「訓練等給付費の支給決定内容」の予備欄に、「支給決定期間のうち平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までは暫定支給決定期間とする。」と記載しておりますので、確認してください。

(3) 支給申請から本支給決定までの流れ



- ① 利用希望者が茨木市に支給申請を行う。
- ②、③ 茨木市は利用意向の聴取及び認定調査項目の調査を行い、暫定支給決定を行う。
- ④ 暫定支給決定を受けた利用者と利用契約を行い、受給者証記載事項その他必要な事項を契約内容報告書により茨木市に報告する。
- ⑤ 利用者のアセスメントを行い、利用者の家族や関係機関と十分連携を行った上で、利用者の障害特性、適性等を踏まえた暫定支給決定期間に係る個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施する。

- ⑥ ⑤で作成した個別支援計画に基づき支援を実施した後、暫定支給決定期間が終了する14日前までに、下記ア～エの書類を作成し、茨木市に提出する。

なお、利用者に計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者がある場合は、当該指定特定相談支援事業者にも提出する。

ア 暫定支給決定期間の利用にかかる評価結果報告書（別紙1）

イ アセスメント票（※）

ウ 個別支援計画（※）

エ 個別支援計画に基づく支援実績及びその評価結果（※）

※ イ～エについては、任意様式とする。

- ⑦ 暫定支給決定期間経過後、利用者が引き続きサービスの継続を希望する場合、茨木市は、サービス提供事業者から提出のあった上記⑥の書類や当該指定特定相談支援事業者のモニタリング結果等を踏まえ、サービスを継続する事による効果が見込まれるか否かを判断する。

- ⑧ 茨木市が、サービスを継続する事による効果が見込まれると判断する場合は、本支給決定期間が記載された障害福祉サービス受給者証を利用者に送付する。サービス提供事業者は障害福祉サービス受給者証を確認し、利用者とは利用契約を行い、契約内容報告書により茨木市に報告する。

※ 茨木市が、サービスを継続する事による改善効果が見込まれないと判断した場合は、茨木市、サービス提供事業者、当該指定特定相談支援事業者及び利用者（必要に応じて家族や関係機関等関係者の参加を求める。）による連絡調整会議を開催し、利用者による旨を説明するとともに、今後のサービス利用についての調整を行う。

（4）計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者の確認方法

計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者は、障害福祉サービス受給者証の（五）「計画相談支援給付費の支給内容」に、支給期間、指定相談支援事業所名等を記載しておりますので、確認してください。（なお、この欄が空欄であれば、当該利用者に指定特定相談支援事業者はありませんので、（3）⑥で作成をした書類を指定特定相談支援事業者に提供する必要はありません。）

（5）その他留意事項

就労継続支援A型のうち、期間の定めのない雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約を締結する。（利用希望者と暫定支給決定の初日から期間の定めのない雇用契約を締結し、その後暫定支給決定の結果利用できなくなった場合、事業者は当該利用希望者に解雇予告手当を払う義務が生じるため）

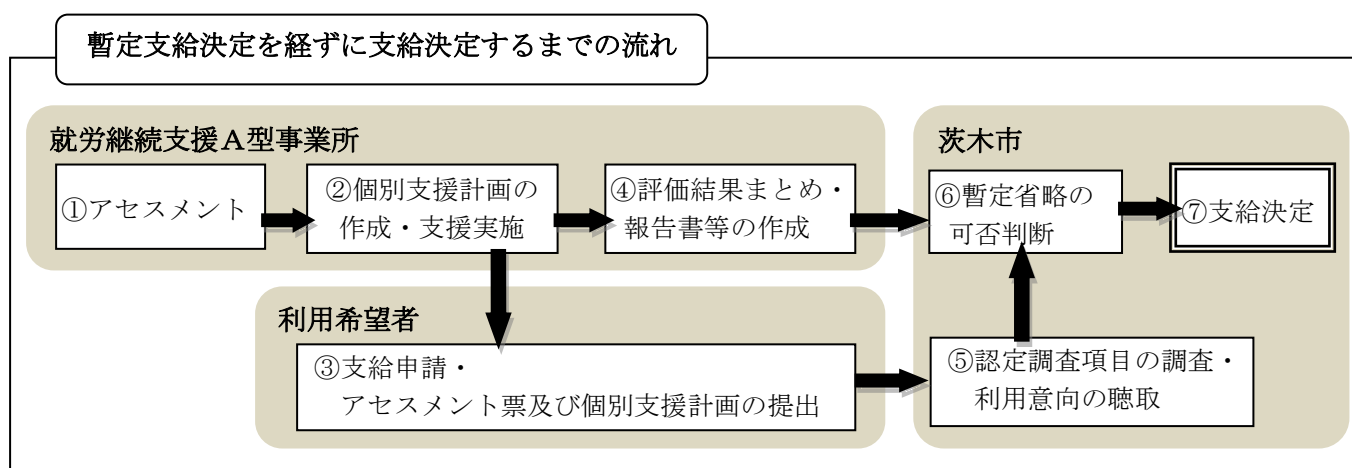
4 暫定支給決定の特例

障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、2カ月以内の範囲で暫定支給決定を行う事を原則とするが、次に該当する場合に限り、特例として暫定支給決定を経ずに支給決定を行う事ができるものとする。

(1) 暫定支給決定を経ずに支給決定を行う事ができるサービス

就労継続支援A型を利用希望する者のうち、あらかじめ利用希望者の心身の状況、生活環境等についてアセスメントが行われており、期間の定めのない雇用契約を締結する予定の者に限る。ただし、利用希望者が暫定支給決定を希望する場合を除く。

(2) 支給決定までの流れ及び必要書類



- ① 利用希望者のアセスメントを行う。
- ② 利用希望者の家族や関係機関と十分連携を行った上で、利用希望者の障害特性、適性等を踏まえた暫定支給決定期間に係る個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施する。また、利用希望者が茨木市に支給申請する際に、アセスメント票（任意様式）及び個別支援計画（任意様式）が必要となるため、利用希望者に交付する。
- ③ 利用希望者は、支給申請する際に②で交付されたアセスメント票と個別支援計画を添えて、茨木市に支給申請を行う。
- ④ ②で作成した個別支援計画に基づき支援を実施した後、次のア～ウの書類を作成し、茨木市に提出する。なお、利用希望者に計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者がある場合は、当該指定特定相談支援事業者にも提出する。

- ア 就労継続支援A型に係るアセスメント報告書（別紙2）
- イ 採用通知書（写し）等の採用予定の確認できる書類（※）
（雇用予定期間の明記されたものに限る）
- ウ 個別支援計画に基づく支援実績及びその評価結果（※）

※ イ及びウについては、任意様式とする。

- ⑤ 利用希望者から支給申請を受付後、認定調査を行う。
- ⑥、⑦ ③及び④で提出された書類を踏まえ（必要に応じて聴き取りを行う。）、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないと判断するときは、暫定支給決定を経ずに支給決定を行う。

※ 茨木市が、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められない場合や暫定支給決定が必要と判断した場合は、原則どおり暫定支給決定を行う。

[お問い合わせ先]

茨木市健康福祉部 障害福祉課 認定給付係

直通電話 072-620-1636

F A X 072-627-1692

E-Mail syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp